

第15回
青森県景観形成審議会
議事録

平成23年2月23日（水）

日 時：平成23年2月23日（水） 13：30～

場 所：青森グランドホテル2階 芙蓉の間

出席者：委員 鎌田 正邦
委員 斎藤 嘉次雄
委員 塩野 勝幸
委員 篠崎 幸恵
委員 月舘 敏栄
委員 森内 之保留
委員 山谷 文子

以上7名出席

案 件：青森県屋外広告物条例見直しの背景について
青森県屋外広告物条例の概要
現状の問題点と課題及び見直しの方向性について

【開会挨拶：今 都市計画課長】

本日は、ご多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様方には「青森県景観形成審議会」の委員就任を快くお引き受けいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、昭和50年に、美観風致の維持と公衆に対する危害防止を目的に青森県屋外広告物条例を定め、屋外広告物について必要な規制を行うとともに、平成8年には「青森県景観条例」を全国に先駆けて制定し、県民にゆとりと潤いをもたらす良好な景観の形成、美しい県土づくりを進めてきたところであり、平成16年の景観法制定に伴い、さらに、景観行政を一層強力に推進しているところです。

また、景観行政と屋外広告物行政を一体的に進めるため、平成18年6月には、景観形成審議会と屋外広告物審議会を統合し、現在の景観形成審議会を設置したところです。

本県には、豊かですぐれた自然、先人から受け継いだ歴史や文化遺産などすばらしい景観が数多くあり、これらを次世代に引き継いでいかなければなりません。さらには、昨年12月4日に新幹線が開通したことに伴い、多くの観光客を招き入れ、県外の人々に本県の素晴らしい景観をご覧いただくため、良好な景観の保全に努める一方、魅力ある景観の創造にも取り組んでまいりたいと考えております。

本日の審議会では、「青森県屋外広告物条例の見直し」の方向性について、ご意見をいただきたいと考えております。

どうか、委員の皆様方には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げて、ご挨拶といたします。

【司 会】

委員紹介（省略）

それでは会長及び副会長の選任につきまして、今都市計画課長より説明をいたします。

【課 長】

昨年6月に改選がありましたので、新たに会長と副会長を選任することといたします。青森県附属機関に関する条例第4条では、会長及び副会長の選任は、委員の互選によることとされております。

事務局といたしましては、委員11名のうち8名が再任となっておりますので、前会長であります月舘委員に会長、前副会長であります斎藤委員に副会長をお願いしたいと考えております。委員の皆様いかがでしょうか。

【委 員】

異議なし。

【課 長】

ありがとうございます。

それでは各委員のご賛同を得ましたので、月館委員に会長をお願いしたいと存じますが、月館委員、よろしいでしょうか。

【月館委員】

つとめさせていただきます。

【課 長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に副会長につきまして、斎藤委員をお願いしたいと存じますが、斎藤委員、よろしいでしょうか。

【斎藤委員】

会長を一生懸命補佐いたしますので、よろしくお願いいたします。

【課 長】

ありがとうございます。それではお二人をお願いしたいと思います。

【司 会】

会長にご就任いただきました月館委員には、議長席へお移り願います。

ここで、月館会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

【月館会長】

継続で会長をつとめさせていただくことになりました、月館です。副会長の斎藤委員と協力して、景観形成審議会を運営していきたいと思っております。

昨年度までの景観形成審議会では、小泊の近くに大型の風力発電装置に関する懸案がありましたが、委員の皆様のご協力を得て、景観に影響を与える風力発電装置の設置に関しては、委員の皆様の意見を取りまとめて、申請者に提起したところ、それを受けて立地場所の再検討の上、位置を少しずらしてもらったという成果を挙げることができました。

そのような経験をもとに、皆様のご協力を得て、今回の景観形成審議会も運営させていただきたいとおもいます。ご協力をよろしくお願いいたします。

【司 会】

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

次に、大規模行為部会に属する委員の指名に入らせていただきます。

青森県附属機関に関する条例第11条の規定により、委員は7名以内で会長が指名することになっております。

【事務局】

(配布資料に基づき説明、省略)

【司 会】

それでは会長、指名の方をよろしくお願いいたします。

【月舘会長】

副会長に指名されました齋藤委員のもとで、これまでも委員を担当してきました鎌田委員、山谷委員、それに新任であります、今日欠席されておりますけれども出委員、さらに森田委員をお願いしたいと思っております。以上5名ですが、人数を増やす必要が出たときには、再検討したいと思います。よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【司 会】

そして部会の部会長は委員の互選ということになっておりますが、事務局といたしましては、昨年度から引き続きまして、齋藤委員に部会長をお願いしたいと思っておりますが、齋藤委員、よろしいでしょうか。

【司 会】

よろしくお願いいたします。次に本日の議案についてです。本日は、屋外広告物条例に関することでございます。現在県では屋外広告物条例の見直しを検討しております。まだ見直しの案まで至っておりませんが、現時点における県の考え方に対して、委員の皆様の見解を伺って今後見直しの案を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

【事務局】

(配布資料の確認、省略)

それではこの後の進行につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定によりま

して、会長が議長となりますので、月館議長、よろしくお願いいたします。

【月館会長】

それでは議長をつとめさせていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。まず議事録の署名委員を2名指名させていただきたいと思います。山谷委員と、篠崎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では最初に、屋外広告物条例の見直しを考えることになりました背景のご説明をお願いいたします。

【事務局】

(配布資料にて屋外広告物条例の見直しの背景を説明、省略)

【月館会長】

どうもありがとうございました。ただいま事務局から屋外広告物条例の見直しの背景について説明がありましたが、今の説明を聞いてぱっとわかるのはなかなか難しいことだと思います。最後のほうにありましたけれども、今の屋外広告物条例が青森県で制定されたのは昭和50年です。それから40年近くたっておりますので、その間の社会生活の変化等々を考えますと、やはり見直しが必要ではないかなと思います。車社会になってから、道路沿いの大型広告物等、その当時想定していなかったものも相当出てきております。また景観等、屋外広告物の委員会が統合される以前から青森県の景観、特に屋外の大型広告物に関しても色々な東北地区の他の県と相当違いがあると指摘があったのも事実です。そういったことも踏まえまして、この機会に見直しを図ってはどうかということです。事務局から屋外広告物条例の見直しを進めていく上で、みなさんの意見を伺いたいということです。今の最初の見直しの背景について説明がありましたけれども、みなさんのご意見やご質問はいかがでしょうか。

特にご意見がないようですので、見直しの具体的な内容について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

(配布資料にて屋外広告物条例のあらまし及び許可基準を説明、省略)

【月館委員】

どうもありがとうございました。景観条例のあらましと、県の条例にしたがって現状で行われている屋外広告物の事例を紹介しながら、適正なものと景観条例とそぐわないもの等の紹介をしていただきました。今説明していただきました景観条例の屋外広告物に関する条例の概要とその事例につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いい

たします。

【塩野委員】

そで看板の〇〇〇〇ですか。これは規制以上の表示面積なんですか。

【事務局】

この物件は屋上広告物です。この場合は高さ20メートルという基準はありますが、面積の基準はないので、許可している広告物となります。

【塩野委員】

基準に違反している場合、罰則というのはあるんですか。

【事務局】

通常、市町村がパトロールしていきまして、設置者かあるいは企業名がわかりますので、そちらの方へ連絡して、設置者を聞いて、違反していることをお知らせします。設置している企業も、違反していることを知らないということがありますので、設置されている看板業者の住所をきいて違反していることを伝えていきます。本来は撤去しなければならないので、お願いはしていますが、なかなか進んでいない。違反という話では、県のほうで屋外広告業の登録を行なっておりますので、登録を取り消すとか、そういうのがあります。除却命令に違反した場合は、50万円以下の罰金などの規定があります。ただ、そこまで行った事例はありません。

【月舘委員】

よろしいでしょうか。撤去の要望をすることはあってもなかなか難しいのは、屋外広告物等は個人の私有財産になっている場合が大半ですので、公的に撤去するのは現実には難しいことかもしれません。その他にあらましと屋外広告物の実例の説明について何かございませんか。

【山谷委員】

青森市と八戸市の場合は独自の条例が制定されているので、あらましからは外れていますという説明でしたが、青森県として見たときに、どこまで統一されているのか。そのへんの統一性と、あと山や湖のように、他県にわたってある場合に、やはり一つの山、一つの湖として見たときに、どういうふうに統一性をみておられるのかお聞きしたいと思います。

【事務局】

資料5に青森市と八戸市の事例を載せております。禁止地域の考え方は基本的に県と同じようなものになっておりますので、統一が図られております。若干違いがありますが、例えば禁止地域の道路・鉄道から展望できる地域で市長が指定する地域というのがあります。これが青森市の場合は県と同じで両側500メートル、ただし都市計画区域は100メートルとなっています。八戸市の場合は、500メートルというのがなくて、両側100メートルとなっていて、ここが若干違います。都市計画法に定める商業地域を除くというもの、県も商業地域を除いていますので、この考え方は統一されております。また、県では許可道路から100メートル離しなさいという基準がありますが、青森市と八戸市にはございません。あと、他県と湖や山など他県にわたる景観というのは往々にして国立公園、国定公園であったりするので、禁止区域になっております。国立公園などは青森県、秋田県、岩手県でも禁止区域になっておりますので、統一性がとれていると考えております。

【月舘委員】

よろしいでしょうか。その他に何かございませんか。

【篠崎委員】

適用除外の広告物というので、自家用広告物の適用除外というのがございましたが、これは表示面積が基準以内であれば、部数はいくつでもよいのですか。

【事務局】

個数の規制はありません。ただ、いくつあっても7平米を超えることはできません。

【篠崎委員】

それからもう一つ、屋上広告物の許可基準ですが、景観という視点から考えますと、昨今は屋上広告物をすべてなくそうというような自治体も出ていますので、事例を見てびっくりしたんですが、建物の上に付けるのであれば高ささえクリアしていれば大きさは何でもいいというのは違和感を覚えました。これは規制すべきかと思えます。

【事務局】

京都市などがそういった方向で進めているのは承知しております。面積関係はこの後説明するあり方、方針の方で触れさせていただきます。

【月舘委員】

特に屋上広告物やそで看板等は大地震などの災害のときに人身事故に関わる大きな

要因の一つになっていますので、今回の見直しの際に実際にできる場所は限られるかもしれませんが、再検討のテーマの一つになるかと考えられます。屋外広告物の規制のあらましとその実例について説明していただきましたけれども、それらに関する質問はよろしいでしょうか。それでは、続きまして、現状の条例の問題点と課題及び見直しの方向性について事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

(配布資料にて現状の問題点と課題及び見直しの方向性について説明、省略)

【月舘委員】

ありがとうございます。東北6県と青森県を含めて比較した現在の屋外広告物規制と内容に関する説明と、今後のスケジュールを含めた進め方について説明がありました。ポイントとしては、景観計画区域の全体の整合性を図るということと、区域を細分化して、より合理的な規制ができるようにするという、それから40年近く見直しをしていない許可基準全体の見直しをする。その参考として、特に岩手県の例を用いて、具体的な説明をしていただきましたけれども、この内容につきまして、ご意見やご質問はありましたらお願いいたします。

【山谷委員】

今岩手県の改正の案をみて、とても細かく考えておられるなと思いました。さきほど、資料の6ページの許可地域の中で、青森県の野立広告板で高さの制限がないということが少し気になりまして、他の許可基準をクリアしていれば、高さは特に決めなくても問題はないのかもしれませんが、やはり、高さというのは、空とか山とか海を遮ったり、共有したりするものですから、これから見直しをしていく上で、高さということを入れていただきたいと思います。

【月舘委員】

高さについては、私が景観の勉強を始めた約40年前に、アメリカのラスベガスの郊外に、今回話題になったような非常に高いネオン付きの屋外広告物がどっと出てきた。それで、道路景観が建物ではなく看板で形成されてしまうことがアメリカで問題になって、その後こういう景観規制みたいなのが本格的にアメリカで始まったという歴史的な背景があります。ですから、車社会の進行と共に、屋外広告物が巨大化、さらには色彩も含めてとにかく目立つことを優先するという状況になってしまった。約40年前には想定していなかった状況ですので、街の状況や特性と合わせて、従来と比べて詳細な検討をして緻密な規制をしていくというのは当然の流れだと思います。その辺をこの2年間で具体化していこうということでもありますけれども、他にご意見ご質問お願いいたしま

す。

【篠崎委員】

「青森県の景観条例」というのをこの度委員を仰せつかったときにお送りいただいた中で、「ふるさと眺望点」というのがあるということが述べられていて、それがこの度の中でどう関連付けられているのかなということが気になっております。眺望点の視点場からどう見えるか、というので考えていくというのも景観の上で非常に重要となっております。実際は、非常に難しいことかと思いますが、今後将来的に考えていく中で、他県に先んじてぜひ青森県が先を行くということで頑張っていたらと思います。

【月舘委員】

ふるさと眺望点のご説明をお願いいたします。

【事務局】

(ふるさと眺望点について説明、省略)

【月舘委員】

追加で説明すると、ふるさと眺望点は平成14年頃に制定しましたがけれども、その頃から、平成8年に県の景観条例ができましたけれども、平成13年から、青森県の事業として景観人ということで景観のセミプロを育成するという勉強会、研修会を3年ほどやってきました。その中で、景観人と称している卒業生がそれぞれの市町村で活躍していますけれども、その時に、ふるさと眺望点が出てきた。その時にビューポイントの問題と、視野の広がり、あるいは視野の持ち方ですとか、景観の基礎理論を勉強したと。ですから、これまでの景観条例あるいは広告物の関連の規制の中には眺望点、見る場所と見られる対象の関係は入っていませんが、この機会に見る・見られるという関係を単に国道とか新幹線というもの意外に設定できれば、ご指摘いただいたように、より新しい考え方を提起した条例にできるかなと思います。ですから、青森県の景観行政の歴史を踏まえていくと、ぜひ反映したい内容かと思います。その他にございますか。

【斎藤委員】

色彩やデザインの規制は非常に難しいかと思うんですけど、これからの見直しの方性としてどういうことを考えているのか教えていただきたい。

【事務局】

東北管内で色彩をどの程度規制しているか調べました。福島県では、色彩の制限ということで、広告物の表示面積の2分の1以上を占める彩度を規制しています。第1種特

別規制地域、厳しいほうですが、そこでは彩度8以下とされています。なぜ8かという
と、自然界にほとんど存在しない彩度8を超える色彩の使用を制限すると。自然界では、
8以上の彩度がないそうです。そういう形で規定している例がございます。第2種普通
地域、許可地域のほうは、12以下とされております。どの程度がいいのかというのは、
全然決まっていないというのが正直なところですが、篠崎委員は「公共の色彩を考える
会」の副会長でいらっしゃるので、ご意見を伺いながら、決められるのかはわかりませ
んが、ある程度の基準を盛り込めればと思っております。

【月舘委員】

人工物の場合ですと決めやすいんですが、その前にも彩度、明度、色相、マンセル等、
小難しい数字を並べないと、具体的には規制しにくいというのが現実で、例えば札幌市
など大掛かりに指定しているところだと、あくまでもガイドラインという設定では色彩
も決めています。ですから、条例になじむかということと、塗料を中心にした場合に、
経年劣化があるので、なかなか単純には決めにくいですが、少なくとも何かしらガイド
ラインレベルで今回の見直しができるればいいのではないかと思います。

【篠崎委員】

今の話の関連ですが、実際にマンセル値のような数字で設定しても、都内でも区がや
っておりますが、非常に運用管理が厳しいというか難しい状況です。絵に描いた餅、と
いうのが実はありまして、あと実際に色を非常に抑えたというので言いますと、当会
では色彩賞をいうのをやっています、受賞した例なのであまり言うてはいけないので
すが、個人的な意見として、栃木的那須の方でベースを焦げ茶にして、文字を白で統一
するというのをやっていますが、調査したときに、色を抑えてしまうことによる弊害と
言いますか、個人的な意見としては、死んだ街のような感じがしてしまっていて、難
しいなと思いました。交通標識ですとか、大切な安全性に関わる標識がきちんと視認
できるということ、これがまず安全性というところで、一番目立ってほしいなと思っ
ていて、それ以外の広告・看板類についてはそれを阻害しない形で何かうまく規制
できないかなと。

【月舘委員】

指示記号というか、具体的な行動を示唆したりするような、社会的なルールの基盤
に関わるようなサイン、交通信号については、そういったものを阻害しないような中
で色相、明度、彩度等うまくバランスを取って、単純に一つの色相に決めてしま
うとそれこそ指摘があったように、楽しさのない街になりますから、そういう意味
では市街地と住宅地、さらにはバックグラウンドとして自然をブランドに持っ
ている地域など、いくつかの地域性を設定した上で、ガイドライン等をうまく
組み合わせないと難しいだろう

なと思います。こんなのを見ても、色相で言ったら赤から青、黄色までほぼ全色あるけれども、彩度とか明度は抑えてる、というようなそういうのをうまく組み合わせないといけませんし、だいぶ古い話ですが、中心商店街なんかには、例えば仙台ですと、突然真っ黒なビルが出現したときには市民から総スカンをくらって結局商売としてもペイしなかった。で、後から、穏やかな色に塗り替えた。そういった事例もいろんな所で生じていることは事実です。ですから、必ずしも目立てばいいというだけでは企業経営としても成り立たない時代になってきているというのも背景として考えておく必要があるかと思えます。東北地区でも、より詳細な条件を決めて、方向性を出していつているという背景もあるかと思えます。他の委員の方々いかがでしょうか。今日の説明をいっぺんに理解するのは困難な話ですが、何かこういう方向をこの2年間で検討していくんだということはお分かりいただけたかなと思えますが、鎌田委員、いかがですか。

【鎌田委員】

景観的なものでは色彩が一番気になります。あと、高さの規制もできたら一番いいなと。前にもお話したように、ある程度大きさが決まって、あまりにも大きい看板とか、小さくても派手で目立つといったものは青森県にはないように持っていく規制をかけたほうが良いと思っています。

【月舘委員】

高さとか、それから距離の問題ですけれど、景観の視覚特性から言いますと、100メートルというのは大ざっぱにいうと近景、細かいところまでよく見える範囲。500メートルというのは、中景というか、近景は木の葉っぱ1枚くらいずつ見分けられる。中景となると、500メートル前後となると、樹種くらいは何となくわかるといったところ。ですから、100メートル、500メートルというのは大ざっぱに言うとなんかの目の特性から考えても妥当な距離規制ではあります。そういったことを踏まえながらも、社会状況の変化、生活の変化を踏まえて、より適切な屋外広告物のあり方を検討していければと思います。それから高さに関する仰角14度というのが出てきましたが、目の特性からいくと大体よく見える範囲というのは上下30度から40度弱くらい。見上げた方の約半分。青森県で行きますと、岩木山、近いところの弘前、黒石あたりから見てもせいぜい頂上で仰角が20度弱くらいです。大抵、なんとかか富士と言われている独立峰の絵になる角度というのは20度前後から30度弱くらいです。ですから、20度を超えるくらいの仰角になってしまうと、それ一つ自体が独立峰より特別目立つ存在になる。それが14、5度くらいの角度だとその周辺にいろんなものと同じようなスカイラインを形成することになりますので、あまり目立たなくなる。そういう視覚特性からの研究成果もある程度配慮されているということです。ですので、単純に数字が出てきているというのではなくて、視覚特性あるいは認知心理学の研究成果がいろんな

形で応用されて出てきているのが、今日詳細を紹介してもらった岩手県等の規制の背景に存在しているのも事実です。そういうあたりの研究成果等も反映しながら、今後青森県の規制の見直しの方向性をこの2年間で検討していければと思っております。みなさんから改めてご意見やご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

先程も申しましたが、今日説明していただいたことを聞いて全部わかるのは不可能なことです。今後、先行して見直しが進んでおります東北6県の内容、更には4月から新しい内容に移行する予定の岩手県、これらの先行している研究成果に踏み込みながら、青森県の新しいあり方を検討していきたいと思っております。今後2年間の我々の景観形成審議会の委員の重要な役割の一つになるかと思えます。ぜひみなさんからもご忌憚のないご意見をいただきながら、さきほど篠崎委員からありましたように、青森県独自の考え方を反映したふるさと眺望点の指摘がありましたけれど、このような青森県独自の内容もうまく組み込みながら、新しい屋外広告物のあり方を検討していきたいと思っております。みなさんのご協力を得ながら、この2年間で、新しい屋外広告物のあり方を検討していきたいと思えます。今日出席された委員の方々からのご意見は以上かと思えます。一つは地域特性とか市街地の特性等を反映した内容に改める、あるいは、県境等を含めて、多様な情景とも関わっていくことの見直し、さらには、ふるさと眺望点のように、青森県独自の考え方を反映したような内容も可能なら検討すべき、というようなところだと思えます。以上のようなことを踏まえながら、この2年間で、検討を進めていきたいと思えます。事務局のほうでよろしく願いいたします。きちんとしたまとめではないですけど、今日とはとにかくいっぺんに難しいことをやりましたので、みなさんから出た意見の概略を報告してまとめとしたいですがよろしいですか。

では、今日の審議会の意見を踏まえまして、この2年間で、見直しを進めていきたいと思えます。以上で、今日の審議会の案件を終了します。この後の進行をよろしく願いいたします。

【事務局】

皆様方におかれましては、長時間にわたりまして、ご検討いただきありがとうございます。本日の皆様方の貴重なご意見を踏まえまして、今後条例の見直し等の作業を進めてまいりますのでよろしく願いいたします。これを持ちまして、平成22年度青森県景観形成審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。